

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 内容

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

- 目標 年次有給休暇の取得率 67.5%に向けた取り組みを行う

<有給休暇取得計画（全社）>

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
取得率	57.5%	60%	62.5%	65%	67.5%

<内容目標>

有給休暇取得率について年 2.5%の上昇を目指す

<実施時期・取組内容>

令和7年4月～ 年次有給休暇取得率向上のために各種制度の周知を図る。

令和7年5月～ 年次有給休暇取得率を把握する。

令和7年6月～ 年次有給休暇の取得促進を図る。